

第3期泉佐野市国民健康保険データヘルス計画及び
第4期泉佐野市国民健康保険特定健康診査等実施計画中間評価書策定支援業務委託
企画提案募集要項

この要項は、第3期泉佐野市国民健康保険データヘルス計画及び第4期泉佐野市国民健康保険特定健康診査等実施計画中間評価書策定支援業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する場合の募集手続き等、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

第3期泉佐野市国民健康保険データヘルス計画及び第4期泉佐野市国民健康保険特定健康診査等実施計画中間評価書策定支援業務

2 業務の契約期間

(1) 業務実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

3 業務内容

本市から提供するデータ等を用いて、現行計画に記載された保健事業の評価に係る助言、及び本市国民健康保険の現状分析を行い、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業実施のための中間評価を作成する。納品する中間評価は、本市でも加筆・修正しやすい形式にまとめて、紙冊子と併せて電子データでも納品する。

4 業務の詳細

別紙業務委託仕様書のとおり

5 審査及び選考方法等

(1) プロポーザル方式により決定する。

(2) 選考は、「第3期泉佐野市国民健康保険データヘルス計画及び第4期泉佐野市国民健康保険特定健康診査等実施計画中間評価書策定支援業務の委託契約にかかる業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)により行う。

(3) 提出された提案書等により契約予定者を決定する。

6 実施スケジュール

項目	日程(令和8年)
募集要領・仕様書等の配布	5月21日(木)
参加申込書・質問書の提出期間	5月21日(木)～ 6月3日(水)午後5時まで
質問に対する回答	6月8日(月)まで
企画提案書等(辞退届:様式5)の受付期間	6月8日(月)～6月16日(火)午後5時まで
優先交渉権者の決定通知	令和5年6月下旬
※書類の配布・提出等について窓口による対応は下記のとおりです。 泉佐野市役所 健康福祉部 国保年金課(市役所1階) 〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号 (電話)072-463-1212(代表)内線2129 (開庁時間)午前8時45分～午後5時15分	

7 参加資格要件

本業務の業務委託プロポーザルに参加を希望する者は、公募開始日現在において次の全ての要件を満たしていること。

- (1)市町村国民健康保険でのデータヘルス計画策定(中間評価含む)の契約実績があること。
- (2)データヘルス計画策定には保健事業のノウハウも必要なことから、市町村国民健康保険での保健事業の契約実績があること。
- (3)保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与事業者であり、かつレセプト等データを取り扱う事業所、部署または施設が情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)を取得していること。
- (4)泉佐野市入札参加資格停止要綱第2条及び第3条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (5)泉佐野市契約事務取扱要綱第6条に規定されている名簿に記載されていること。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (7)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (8)暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団などの構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。

8 参加申込書等の提出

本プロポーザルの参加希望者は、以下の資料を提出すること。(所定の様式は市ホームページ上からダウンロードしてください。)

(1) 提出書類

- ア 参加申込書
- イ 役員名簿(様式任意)
- ウ 誓約書
- エ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
- オ 国税、市税に滞納がないことの証明書
- カ 消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書

(2) 提出期限

令和8年6月3日(水)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

郵送または窓口へ持参すること。

※郵送の場合は配達記録が残るものとする。

※窓口へ持参の場合は平日午前9時から午後5時までとする。

9 提案書等作成に係る質疑応答について

提案書等の作成及び提出について質問がある場合は、質疑書により行うこと。

(1) 提出方法

電子メールにて送付すること。

(2) 提出期限

令和8年6月16日(火)午後5時まで

※期限を過ぎた質疑には回答しないものとする。

(3) 回答について

質問者名を無記載としてとりまとめ、すべての参加者に対して、令和8年6月8日(月)までに電子メールにより回答する。ただし、質問内容が本事業による業者選定に公平性が保てないと判断される場合は回答しない。

10 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書

1者1案とし、正本1部、副本5部とする。

イ 業務実績調書

ウ 見積書

仕様書及び提案書の内容に基づいた各経費の内訳及び積算根拠を記載し、消費税及び地方消費税を除いた金額を明記すること。

(2) 提出期限

令和8年6月16日(火)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

参加申込書等の提出と同じ。

11 審査の実施

提案書の内容について、審査を行う。

審査項目及び審査基準

No.	評価項目	評価内容	配点
1	実施・体制	業務を遂行するための職員数、担当者の配置、職員の教育などの体制が整っているか	5
2	受託実績	以下の実績を有しているか ・医療費分析業務を請け負った実績 ・国民健康保険におけるデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の作成支援又は保健事業の実績	15
3	情報管理	危機管理、個人情報保護などの体制は整っているか	10
4	事業内容の妥当性	実現可能な事業の設計を行うための手法や工夫について、具体的に提案できているか。	10
		データ分析の考え方、手法は適切か 医療費と保健事業の関連が考慮されているか	10
		健康課題が適切に抽出されることが期待できるか 健康課題に対応した保健事業が企画されることが期待できるか	15
5	提案内容	国や他自治体等の動向を把握し、計画内容に盛り込む内容や目標等について両計画との関連性を鑑み提案できているか	10
6	取り組み姿勢	積極的に取り組む意欲は感じられるか	10
7	企画内容	計画書納品までのスケジュールは明確か	5
8	事業費(見積額)	企画内容に対する価格の妥当性 費用対効果を考慮した提案であり、積算の根拠及び項目立てが明確かつ適正かを踏まえて以下の計算式にて算定する 《計算式:小数点以下切り捨て》 満点(10点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	10

12 選定方法及び選定結果通知

- (1) 審査委員会は、提案書を審査する。
- (2) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を契約予定者とし、随意契約の交渉を行う。但し、その者が契約の権利を失った場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (3) 審査で評価点の合計が同点であった場合は、審査項目中「4事業内容の妥当性」の評価点の高い事業者を選考する。
- (4) (3)の審査で評価点が高かった場合は、審査委員会の協議により選考する。
- (5) 審査委員会各委員の持ち点の合計(満点)の 6 割を基準点とし、基準点に満たない場合は失格とする。
- (6) 審査は書面で行い、必要な場合ヒアリングを行う。
- (7) 選定結果通知
令和 8 年 6 月下旬
- (8) 通知方法
審査に参加した事業者に書面で通知する。

13 参加の辞退

参加申込書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は下記のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
辞退届
- (2) 提出期限
令和 8 年 6 月 16 日(火)午後 5 時まで(必着)
- (3) 提出方法
参加申込書等と同じ
※参加辞退届提出後は、辞退を撤回できないものとする。

14 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出期限までに提案書等の書類が提出されなかった場合
- (4) 提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 提案が仕様書の内容を満たしていない場合
- (6) 同一の法人が複数の申請をした場合

15 その他選定に係る留意事項

- (1) 提案書等の作成に要した費用は、全て提案者の負担とする。

- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 審査実施にあたり事前の説明会は行わない。
- (4) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本市との委託契約にあたっては、泉佐野市契約規則(平成12年泉佐野市規則第23号)第32条各号(第2号及び第5号を除く)に該当する場合を除き、契約金の10%以上を契約保証金として納付すること。
- (6) 今回の「第3期泉佐野市国民健康保険データヘルス計画及び第4期泉佐野市国民健康保険特定健康診査等実施計画中間評価書策定支援業務」について契約まで至った事業者とは、今後、この業務に関連する他の業務について、本市と協議の上、予算の範囲内で依頼する場合がある。

16 コンプライアンス関連情報

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に関する法律及びこれに基づくガイダンスに基づいて行う。

- (1) 本委託事業の内容は、すべて秘密保持の内容となるため、受託者は本業務で得られた情報は一切外部に漏らしてはならない。これは本契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者及び業務従事者の責に帰すべき事由により、個人情報に係る損害を与えた場合は、受託者がその賠償をしなければならない。

17 事故への対応

本委託業務に係る事故等の責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。

また、受託者は事故やトラブルが生じた際には適切な措置を講じるとともに、直ちに市に報告しなければならない。また、損害賠償の責任は受託者が負うものとする。

18 企画提案公募の停止・中止又は取消し

市の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、企画提案公募を実施することができない場合、中止・停止又は取消すことがある。この場合、提案者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

19 問合せ先及び書類提出先

泉佐野市健康福祉部国保年金課

担当： 杉原 岡 平山

〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東一丁目1番1号

電話番号 072-463-1212

メール kokuho@city.izumisano.lg.jp